

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第二十九号

平成三十年

六月二十一日

木曜日

目次

規則

○山梨県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………一

規則

山梨県規則第十七号

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例(平成三十年山梨県条例第二十三号)附則

ただし書に規定する規定(同条例第二条の規定に限る。)の施行期日は、平成三十年八月三日とする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番